

御前崎市環境基本計画（素案）に対するパブリックコメント意見と対応

ページ	パブリックコメント意見	対応
表紙	「未来へ灯す」は主語がありません。P59・P60 にあるように、「光」を加えてはどうでしょうか？	自然の恵みと若い夢を未来へとつないでいくことを、御前崎灯台に因んで「灯す」という表現にしているため、ここでは「光」という言葉は使わずに「未来へ灯す」としています。
4	(構成案)は不要ではないでしょうか	削除します。
4	条例例文とは？ 条例条文でよいではないでしょうか	「御前崎市環境基本条例」とします。
5	御前崎測候所は本年 10 月より無人化する情報がありますので、そのことを加筆して下さい。	「平成 22 年 10 月から無人化予定」という文章を加筆します。
11	図中の新野にある赤丸はなにを示していますか。	なくなった湧き水を示しています。凡例にも記載してあります。
P14～22	「確認されている」等ありますが、どのように確認したのかと確認された時期を明記しておくことが大切です。	過去のさまざまな資料・論文などで、本市に生育・生息が確認された動植物の種を抽出しています。計画書の中で個々の確認記録や出典を記載するのは難しいですが、確認種目録としてのデータは事務局で所持しています。
21・22	木ヶ谷には金毘羅神社はありません。神社の名称は"神明社"です。	削除します。
41	「約 95%」は母数が不明確です。	温室効果ガス全体に対する二酸化炭素の寄与度を示しています。「温室効果ガス全体の約 95%」という表現に修正します。
41	「茶の栽培に影響を与える可能性がある」とありますが、どの程度の高温？を想定してのことですか。茶の栽培が盛んに行われている鹿児島のごこ 30 年間の年平均温度は 18.3 です。冬が暖かくなると霜害が減る一面もあります。専門家の提言ですか。	静岡県の資料(環境学習データバンク)からの引用です。 <a href="http://ecobank.pref.shizuoka.jp/kansei/globe/globe0104.html">http://ecobank.pref.shizuoka.jp/kansei/globe/globe0104.html</a>
44	富士山静岡空港は既に開港しています。	「平成 21 年 6 月 1 日には静岡空港が開港し」と訂正します。
62～97	数値目標は大胆な高い目標を掲げないと、目に見える効果は期待できないと考えます。	今後は人口の減少が予想されているなかで、現実的かつ着実に達成可能な目標数値をあげています。
64	市が管理すべき河川もあるので、河川の草刈り・立木管理には市の関わりが必要です。	市の取り組みに「河川の草刈り・立木管理の推進」を追加します。
64	小規模な雨水排水路の維持管理には市民の関わりも求めるのがよいと考えます。昔は住民自治で行われていました。	市民・事業者の取り組みとして「河川の草刈り・立木管理、雨水排水路の維持管理」を追加します。
64	ため池は水源地としての機能だけでなく、親水や生物の生息や防災の機能もあります。保全管理は農業従事者だけでなく、市・市民も関わるべきです。	本計画では、農業従事者の取り組みとして示させていただきました。しかし、市民参加で草刈をしている町内会もあることから、今後も取り組みの醸成を図りたいと思います。
66	森林所有者は事業者より、それを業としない市民の方が多い。自己管理を促すことが必要です。	今後、森林所有者に対して適切な検査を行っていきます。
69	絶滅の可能性がある動植物の数が、前述(P15～19)と整合していません。	訂正します。
70	ブラックバス等の外来種の放流はキャッチ&リリースのために行われます。従ってキャッチ&リリースを規制しない限り無くなりません。「駆除など適切な処置を」とありますが、是非、罰則規定のあるキャッチ&リリースを禁止する条例を設けて下さい。	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」では、オオクチバス(ブラックバス)などの特定外来生物に対して、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等について規制が行われています。例えば釣ったオオクチバスを持ち帰って飼うことや移動させて放流することは同法により禁止されています。しかし、釣ったなどをその場で放す、いわゆる「キャッチ&リリース」は禁止されていません。オオクチバスなどによる被害が深刻な自治体では、独自に「キャッチ&リリース」を条例で禁止している場合もあります。本市ではまず、ため池の管理について、管理者へ適切な指導を行うことにより外来種の繁殖を未然に防いでいきたいと考えています。
73・74	昔は神社や寺院の広場が子供の遊び場でした。これらの保全管理を市・市民で	貴重なご意見として賜り、今後の環境行政・都市計画行政に活かして参ります。

	行いたいものです。都市計画公園を増やさない目標には大賛成です。今まで市が行ってきた公園・緑地の整備の中には、管理手法(管理者を含む)の確立が後回しになってきたものもあります。整備は管理手法(管理者を含む)に見合ったものとすべきで、無駄な投資になってしまいます。	
76	「草の除去を行う」とありますが、刈り取った草の処分はどのように考えていますか。刈り取りより処分の方が難儀であり、処分方法を提示しなければ推進されません。	現状では、町内会から環境保全センターへ持ち込んでいます。持ち込んだ草木はリサイクルとして活用しています。
78・79	「野焼きを禁止」とありますが、草木の野焼きによるダイオキシンの発生はどの程度ありますか。草木の野焼きによるダイオキシンの人体への被害報告はありますか。昔は草木の野焼きは一般的に行われており家庭燃料は全て草木でしたが、そのような生活が人体や環境に負荷を与えていたのでしょうか。草木の野焼きによる二酸化炭素は"カーボンニュートラル"と捉えられないでしょうか。一級河川の菊川では野焼きが見受けられます。野焼きは、草の除去による自然景観の保全や荒廃農地の拡大防止に対して有効な手段です。火災に対して十分な配慮が必要なことはもちろんです。	野焼き(野外焼却)は、ダイオキシン対策のため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。ただし、次のような場合は、政令で例外とされています。しかし、例外規定とされた行為であっても、生活環境上支障を与え、苦情等のある場合は、改善命令や各種の行政指導の対象となります。 【野外焼却・野焼き禁止の例外】 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却(河川敷の草焼き、道路側の草焼き) 震災・風水害・火災・凍霜害その他災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却(災害等の応急対策、火災予防訓練) 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(正月の「しめ縄、門松等」の焼却) 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(焼き畑、畔の草及び下枝の焼却) たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの(落ち葉焚き、たき火、キャンプファイヤー)
80	0/6 地点とは？	市内6ヶ所の定点数値が0であるという意味です。
82	現状の生活雑排水率の74.6%は正確な値ですか？	御前崎市一般廃棄物処理基本計画の統計数値に依ります。
84	ごみ発生量とごみ排出量の値が違いますが、二つは違うものですか。単位を合わせてください。	単位を「g/人」に統一します。
85	計画的な廃棄物対策と適正処理について事業者に求めることはないのですか。	事業者の取り組みに「事業所内から発生するごみを適正に処理します」を追加します。
87・88	市民・事業者・滞在者が不法投棄やポイ捨てをしない取り組みが基本です。環境基本計画に"マナーモデル運動"が全く出てきませんが、効果がなかったのですか。運動も止めたのですか。	マナーモデル運動は現在も行っています。市・市民の取り組みに追加します。
90	市内に温泉施設がありますか。	ぷるるやB&G海洋センターなどがありますが、ここでは「スポ - ツ関連施設」とします。
91	経費節減とは？ 省エネルギーの取り組みとして適切な表現ですか。	「経費節減」ではなく、「効率化」とします。
104	「町民」ではなく「市民」です。	「市民」とします。
	公表された環境基本計画の素案は、環境保全対策審議会の意見を反映したものです。審議会の意見の公表を求めます。	環境基本計画の内容は、環境保全審議会で4回(意見聴取1回を含む)の審議を経た上で、パブリックコメントを実施しています。また、策定前にも環境保全審議会の答申を得てから策定します。なお、環境保全審議会の議事録はホームページ上では公開していませんが、生活環境室での閲覧は可能です。
	環境基本計画の作成にあたって外部委託先がありまか。あれば委託先を公表して下さい。	株式会社環境アセスメントセンターです。